

地域・保護者

亀嵩小学校いじめ防止基本方針

学校関係者評価委員会

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、人として決して許されない行為です。しかし、どの学級でも、どの児童にも起こりうることから、学校教育目標に基づき、下記の理念を尊重して教育委員会や家庭、地域と一体となって、一過性ではなく、継続していじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

基本理念

- ・いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる、全ての子どもに関係する問題である。
- ・いじめは子どもの尊厳を脅かす重大な人権侵害であり、心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
- ・いじめは、教師の児童観や指導のあり方が問われる学校の問題である。

学校教育目標

ふるさとを愛し 夢と未来に向かって 主体的に生きる児童の育成

めざす子ども像

—日本一のかめっ子—

- ①・・・かしこい子 （頭に学力）
- ②・・・めあてをもつ子 （心に夢とふるさと）
- ③・・・つよくたくましい子 （体に健康と体力）
- ④・・・こころやさしい子 （くちびるに歌）

校内体制（統括：教頭）

〔生徒指導体制：生徒指導主任〕

・校内いじめ問題対応会議

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、人権・同和教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SC、該当学級担任、PTA代表

・家庭訪問、保護者面談（随時）

・校内ケース会議、校内支援会議（随時）

・幼小中の連携（連絡会、随時）

・関係機関との連携（町教委・各機関連携、随時）

〔教育相談体制：教育相談コーディネーター〕

・おしゃべりタイム週間＝全児童

（5, 11, 1月）

・生活習慣アンケート（1学期）

・SCの相談（年間10回、必要時は随時）

・アンケートQ-U（6月上旬、11月下旬）

・相談室の活用

—いじめ等相談窓口—

【教頭・養護教諭・担任】

※複数の教職員による相談体制

〔特別支援教育体制

：特別支援教育コーディネーター〕

・校内支援委員会（ケース会議、随時）

・チェックリストの活用（個々のニーズに適した支援＝支援員・取り出し等）

・特別支援学級と交流学級の調整

・通級指導

・諸検査の活用

・関係機関連携（随時）

連 携（主なもの）

〔家庭・PTAとの連携〕

- ・人権・同和教育講演会（年1回）
- ・授業公開日（原則：月1回）
- ・地区懇談会
- ・PTA広報の発行（年3回発行）
- ・学校便りの発行（随時）

〔地域との連携〕

- ・地区民体育大会、かめっ子マラソン
- ・文化祭
- ・総合的な学習の時間等での地域とのふれあい
- ・学校便りの回覧（随時）
- ・民生委員さんとの懇談会

研 修（主なもの）

- ・子ども理解・情報共有（生徒指導職員会議）
- ・人権・同和教育研修（夏季休業中＝郡教研人権・同和教育部）
- ・人権・同和教育公開授業（年1回）
- ・生徒指導研修（QU研修等）

いじめの未然防止のための取組

全教職員が愛情をもち、児童一人一人の自己肯定感を育て、組織的にいじめを生まない風土づくりに取り組む。

1 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ・子ども同士の「学び合い」を大切に「わかる授業づくり」
- ・一人一人のニーズに対応した学習支援の工夫
- ・一人一人を大切にする「学級づくり」
- ・月に1回の「かめっ子タイム」の実施
- ・全校児童の仲間意識を高める児童会活動
- ・縦割り班活動
- ・全校朝の会での互いに認め合う活動（きずなくんコーナー）
- ・「ふるまい名人」の取組

2 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる

- ・人権・同和教育の充実（人権週間の取組）
- ・道徳教育の充実（道徳の時間、日々の指導）
- ・体験活動の充実（体験を取り入れた授業）
- ・特別な支援を要する児童生徒に係わる理解教育
- ・食育の充実（弁当の日）
- ・メディア教育の充実（情報モラル・ブックPCの活用）

いじめの早期発見

日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努め、小さな変化を敏感に察知し、児童や学級の様子を定期的に把握する。

1 日々の観察

- ・全校朝の会における健康観察や授業、休憩、給食、清掃、放課後等の雑談の機会等に、児童の様子に目を配る。

2 日記等

- ・日々の記載から児童の様子をつかむ。気になる点は迅速に対応する。

3 教育相談（おしゃべりタイム）

- ・各学期（5, 11, 1月）に教育相談週間を設け、全員の児童が担任、または希望する教員と面談する。

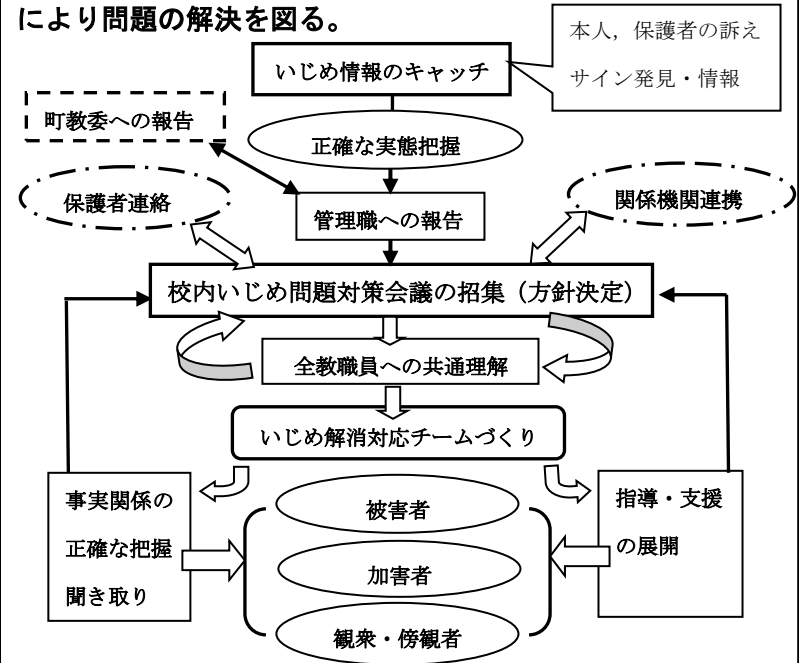
4 アンケートや調査

- ・アンケートQ-U（年間2回）や生活習慣アンケート（年間3回）から児童の実態を把握する。

※アンケートQ-U＝楽しい学校生活を送るためのアンケート

いじめの早期対応

いじめられた児童に非はないという認識に立ち、迅速に適切な対応を進める。学校の問題としてとらえ、組織的な対応により問題の解決を図る。



重大事態への対応

いじめにより重大事態が発生した場合はその収束と、同種の事態の発生を防止するため、速やかに教育委員会と連携し対応を進める。

（裏面チャート図参照）

重大事態

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤相当期間（年間30日目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合